

平成29年1月27日

報道関係各位

不誠実な行為を起こした有資格業者 の指名停止について

1. 指名停止となった有資格業者

名 称 : (有)美愛工芸

所在地 : 長崎県長崎市本河内3丁目6-20

2. 指名停止の期間

平成29年1月26日から平成29年4月25日まで(3ヶ月間)

3. 指名停止の理由

南島原市が平成29年1月20日に実施した「南島原市世界遺産サイン設置業務委託」の入札において、(有)美愛工芸が落札者と決定されたにもかかわらず、落札決定後、契約を辞退したための措置。

南島原市工事請負契約に係る入札参加資格指名停止の措置要領

第2条 別表第2第10項

(不正又は不誠実な行為)に該当

業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

担当部署	総務部 管財契約課	担当者	隈部 修司
直通	0957-73-6266	E mail	keiyaku@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは 	検索ワード		
担当者 連絡先			